

熊本大学大学院・博士課程奨学金給付制度（KDS）の私費留学生の応募に際して
研究業績等を点数化する方法について

- 1) 選考にあたり、入学試験の成績、前年度1年間の学業成績及び学術研究活動を下記(1)のとおり点数化する。
- 2) 下記(1)の合計点が3点以上のもので、かつ、下記(1)と(2)の総合計が上位の者から順に、医学教育部の推薦人数に達するまで選び推薦する。

【(1) 学業成績等】 令和5年度1年間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）のみを対象とする。1年生においては、前年度1年間の本学、他大学あるいは研究機関等で上げた下記に該当する業績についても評価の対象とする。

① 研究内容の論文発表（筆頭著者には、equal contributors も含む。）

英文雑誌・・・論文の採択通知日が、令和5年度1年間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の期間内に含まれる論文を業績評価（点数化）の対象とする。英文論文については、論文が掲載された学術雑誌の Journal Citation Reports による Impact Factor(IF)を加味して評価する。つまり IF に 3 を乗じた点数をもって評価する。なお論文の筆頭著者あるいは Corresponding author である場合には、この点数に 1 を、第二著者の場合は 0.5 を、それ以外の場合は 0.1 を乗じた数をもって評価する。IF が記載されていない学術雑誌については、IF を 0.3 と見なすものとする。

和文雑誌・・・当該雑誌の発刊日が、令和5年度1年間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の期間内に含まれる論文を業績評価（点数化）の対象とする。筆頭著者 1 点、その他の著者 0.1 点とする。

※外国人留学生が国際学術雑誌ではなく、主に母国内で発刊されている学術雑誌に発表した論文については、筆頭著者 1 点、その他の著者 0.1 点とする。ただし、英語で書かれたものに限る。

② 研究内容の学会発表

国際学会・・・(口演) 筆頭演者 5 点、共同演者 0.5 点

(ポスター) 筆頭演者 3 点、共同演者 0.3 点

国内学会（全国レベル）・・・(口演) 筆頭演者 2 点、共同演者 0.2 点

(ポスター) 筆頭演者 1 点、共同演者 0.1 点

国内学会（地方レベル）・・・(口演) 筆頭演者 1 点、共同演者 0.1 点

(ポスター) 筆頭演者 0.5 点、共同演者 0.05 点

アカデミア主催のセミナー

(国際レベル)・・・(口演) 筆頭演者 1.0 点、共同演者 0.1 点

(ポスター) 筆頭演者 0.5 点、共同演者 0.05 点

(国内レベル)・・・(口演) 筆頭演者 0.5 点、共同演者 0.05 点

(ポスター) 筆頭演者 0.25 点、共同演者 0.025 点

学会、会議等でのシンポジスト 国際レベル 8 点、国内レベル 4 点

※学会発表の合計得点は、10 点を上限とする。

※学位論文の研究に関する発表に限る。1 例報告のような少数の臨床症例報告に関する発表は含めない。

※外国人留学生在が母国内の学会、セミナー等で発表したものについては、(口演) 筆頭演者 1 点、共同演者 0.1 点、(ポスター) 筆頭演者 0.5 点、共同演者 0.05 点とする。ただし、英語で発表したものに限る。

③ 学会などからの論文発表および学会発表に対する表彰

国際学会 10 点、国内学会 (全国レベル) 5 点、国内学会 (地方レベル) 2 点

④ 専攻分野に関連した著書、データベース 筆頭者 2 点 共著者 0.2 点

⑤ その他の著作物 筆頭者のみ 1 点

⑥ 特許出願 (発明人) 3 点

⑦ 実用新案 3 点

⑧ 社会的貢献度の高い活動 0.1～5 点 (貢献内容を委員会で審議して採点)

⑨ 入学試験の成績 (1 年生のみ) (医学事務チーム教務担当で点数化する)

【(2) 他の奨学金等による収入】

奨学金の受給状況およびアルバイト、TA および各種 RA (別添整理表参照) 雇用の給与による令和 6 年度の収入総額を推薦順位に考慮する。

【注意事項】

- ・本制度 (KDS) への申請および他制度との併給の可否については、別添の整理表で確認すること。